



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 東 武 鉄 道 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 根 津 嘉 澄
(コード番号 9001 東証第 1 部)
問 合 せ 先 総 務 法 務 部 課 長 小 林 秀 一
(TEL. 03 - 5962 - 2067)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月20日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の第195期定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、優秀な人材を確保し続ける環境を整備するとともに、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第18条第2項および第28条第2項の一部を変更するものであります。

なお、定款第18条第2項の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3 日 程

| | |
|-------------------|------------------------|
| 定款変更のための株主総会開催予定日 | 平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日) |
| 定款変更の効力発生予定日 | 平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日) |

以 上

(別 紙)

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(取締役の責任免除) 第18条 (省 略)</p> <p>2 本会社は、<u>社外</u>取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役の責任免除) 第28条 (省 略)</p> <p>2 本会社は、<u>社外</u>監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> | <p>(取締役の責任免除) 第18条 (現行どおり)</p> <p>2 本会社は、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役の責任免除) 第28条 (現行どおり)</p> <p>2 本会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> |